

# 仙北市放課後児童クラブのご案内

このご案内には、児童クラブ入会及び利用にかかる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。また、読んだ後は大切に保管してください。

## ●放課後児童クラブの概要

### \*放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、継続的な就労などにより、児童が帰宅しても保護者などが日中家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、長期休業期間に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。仙北市では市内に7児童クラブを開設しています。

名称	場所	定員
白樺児童会	生保内小学校内	114名
ポプラ学園	神代小学校内	60名
かくのだて児童クラブ	角館児童館内	80名
かしわっこクラブ	白岩コミュニティセンター内	28名
中川っ子クラブ	中川コミュニティセンター内	28名
マロンクラブ	西明寺小学校内	80名
ひのきっこクラブ	桧木内小学校内	30名

### \*対象児童について

次の条件に該当する児童が対象です。（詳細は1ページの「入会要件」をご覧ください。）

- ① 小学校1年生から6年生の児童
- ② 保護者が就労などにより日中家庭において児童の健全な育成を行うことが困難だと認められる児童

### \*実施期間について

放課後児童クラブの実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

#### 【開設時間】

- 月曜日から金曜日 : 放課後～18時30分  
土曜日及び長期休業期間、平日の振替休業日 : 7時30分から18時30分（昼食持参）

#### 【閉所日】

- ・日曜日
- ・国民の祝日
- ・お盆期間（8月13日から16日）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日）

## ●放課後児童クラブへの入会手続きについて

### \*入会要件について

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 市内の小学校に通う児童。
- ② 申請日時点で児童クラブ利用料に滞納がないこと。
- ③ 保護者が以下の理由により、日中家庭において児童の健全な育成を行うことができないと認められること。
  - (1) 就労のため（※1）
  - (2) 疾病・負傷のため
  - (3) 親族の介護のため
  - (4) 出産前後休暇中または育児休暇中のため
  - (5) 就業を目的として学校や職業訓練校などに就学しているため

【注意】（※1）

求職活動中の利用はできません。

### \*入会申込について

対象期間	申込期間
① 4月1日からの入会	<u>毎年1月上旬～中旬</u> ※ 利用中の方も申込が必要です。特段の事情がなく受付期間を過ぎて申込をされた場合、4月1日から利用できないことがありますのでご注意ください。
② 年度途中からの入会	随時受付しておりますが、入会調整や受け入れ準備がありますので、利用希望日の1～2週間前を目安に余裕を持ってお申込みください。
③ 長期休業期間のみの入会	長期休業開始の1か月前までにお申し込みください。

### \*申込方法・必要書類について

#### 【配布・提出先】

こども家庭センター（角館庁舎）、各市民センター、各出張所、各放課後児童クラブ  
(児童クラブは14時30分頃から職員がいます)

#### 【提出書類について】

- ① 放課後児童対策事業利用申請書（兼利用者台帳）
  - ※入会児童1人につき1枚の申請書が必要です。
  - ※学年は、利用年度の新学年を記入してください。
- ② 児童個別票
  - ※アレルギーや病歴などがある場合は、詳しく記入してください。
- ③ 放課後に児童を保育できないことがわかる書類（2ページ添付書類表を参照）
  - ※2人以上の入会希望の場合、添付書類は保護者1人につき1部ずつの提出でかまいません。
  - ※保護者の方、それぞれについて添付書類が必要です。

## «添付書類表»

保護者等の区分	保育できないことがわかる書類
会社員・公務員・パート 派遣社員・内職従事者・自営業者等	就労証明書（指定様式） ※勤務先から証明を受けてください。
疾病・負傷	医師の診断書(病名・療養期間が記載されているもの)
親族の介護・看護	医師の診断書（介護や看護の必要がある人の病名・療養期間が記載されているもの）
出産前後・育児休暇	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ) 就労証明書（項目8.9が記載されているもの）
就学(大学・専修学校・職業訓練校等)	在学証明書等（在学期間等の記載があるもの）

※ 添付書類がそろわない場合は、原則入会選考の対象とすることできません。

期日までに書類が間に合わない場合は、角館庁舎こども家庭センターまでご相談ください。

## \*入会決定について

児童クラブへの入会決定は、申込順や抽選ではありません。ご提出いただいた書類をもとに、家庭状況等の審査を行います。審査結果は通知でお知らせいたします。

※ 4月1日から利用の方には、決定通知を3月中に通知いたします。

※ 申し込みをいただいても、審査により対象要件に該当しない場合や定員を上回る場合などにより、利用が認められることがありますので、あらかじめご了承ください。

## \*変更手続きについて

申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

(児童クラブにもお知らせください。)

変更の内容	必要手続き・書類
① 住所、氏名、電話番号、 家庭状況等に変更が生じる場合	こども家庭センターに申し出 ※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労証明書等を提出
② 就労状況に変更が生じる場合 (転職や雇用条件の変更、育児休 暇を取得予定の場合など)	変更後の就労証明書

## \*退会について

児童クラブを退会する場合には、市役所窓口または児童クラブまで退会届を提出してください。

※ 長期休業期間中のみなど、事前に利用期間を指定して申込いただいた場合も、退会届の提出が必要になります。

※ 支援の提供上、他の利用者の方に迷惑・危険となる行為等がみられた場合、退会していただく場合があります。

## \*その他入会に関する留意事項について

真に利用が必要な児童の入会のため、以下に該当する場合は家庭での保育をお願いいたします。

- ・保育に協力可能なご親族が近くにいる。
- ・留守番ができる等、自宅で過ごすことが可能。

※ 家庭で過ごすことが可能でありながら「お友達が児童クラブを利用しているから」といった理由による申込はご遠慮ください。

また、受付の際に個別に入会の必要性について聴き取りを行いますことをご了承くださいますようお願いいたします。

## ●放課後児童クラブ利用料について

### \*利用料について

利用料は以下のとおりです。

区分	1人あたりの利用料（月額）	2人以上利用の場合における 2人目以降の利用料
生活保護世帯	0円	0円
ひとり親世帯	1,500円	1,500円
上記以外の世帯	3,000円	1,500円

※ 利用料は、1か月の利用日数にかかわらず定額です。

退会届を提出されない場合や遅れた場合には、児童クラブの利用がなくともその分の負担金をお支払いいただきますのでご注意ください。（退会日の遅りはできません。）

### \*利用料の納入について

納入方法は、口座振替と納付書の2種類の方法があります。

#### 【口座振替】

- ① 口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書（指定用紙）を、口座振替を希望する金融機関へ提出ください。申込日の翌月または翌々月から口座振替が開始されます。  
なお、振替日は毎月25日です。
- ② 振替日に引き落としができなかった場合、後日納付書を発行いたしますので、納入期限内に指定金融機関または、市役所にて納入をお願いします。
- ③ 前年度以前から児童が利用しており、口座振替を登録している場合には、引き続き同じ口座から振替します。また、兄弟姉妹が新たに利用する場合も、同じ口座から振替します。

#### 【納付書】

毎月下旬頃に児童クラブから納付書をお渡ししますので、納入期限内（原則として毎月末日まで）に指定金融機関または、市役所にて納入をお願いします。

### \*利用料の未納について

- ① 利用料の納入が確認できない場合は、通知や電話等で連絡をいたしますので、早めの納入をお願いします。
- ② 利用料の滞納は児童クラブの運営上支障をきたしますので、納付すべき利用料を正当な理由なく3カ月以上滞納した場合には、退会していただくことがあります。  
十分にご注意いただくとともに、納入期限までに必ず納めていただきますようお願いします。

## ●放課後児童クラブ利用にあたって

### \*児童の送迎について

- ① 平日は、学校の授業が終わった後、児童クラブへ登所します。  
※ かくのだと児童クラブ・かしわっこクラブ・中川つ子クラブへは、バスで送迎します。
- ② 土曜日や学校休業日は原則、保護者の方が児童を児童クラブまで送り届けてください。  
※ 安全のため、開所時間前に児童を児童クラブへ置いていくことのないようお願いします。
- ③ 帰宅は保護者のお迎えが原則となりますので、開所時間内のお迎えをお願いします。
- ④ 保護者以外の方がお迎えに来る場合は児童クラブへ事前に連絡してください。事前連絡がない保護者以外のお迎えや児童だけでの帰宅は、児童の安全上対応できかねます。

### \*児童クラブでの過ごし方、出欠席について

- ① 児童クラブには「放課後児童支援員」「放課後児童支援員補助」を配置して、保育にあたります。
- ② 出欠確認のため、児童の出欠が確認できない場合は保護者に連絡し、児童の所在を確認します。  
※ 保護者への連絡がつかない場合、勤務先に連絡させていただくことがあります。  
※ 児童クラブを利用予定の日に、学校を欠席・早退する場合は、児童クラブにもご連絡ください。
- ③ 児童の健康状態を確認し、必要に応じて検温や布団に休ませるなどの処置を行いますが、お迎えなどの適切な対応が必要と判断される場合には、緊急連絡先へ連絡しますので、速やかにお迎えに来てくださいますようお願いします。
- ④ 児童クラブの開所時間中に塾や習い事に行く場合、保護者の責任下において行っていただきます。  
支援員による付き添い等は行いませんのでご了承ください。

### \*持ち物について

- ① 学校休業日や給食がない日はお弁当が必要です。
- ② 着替えやタオルなど、必要な持ち物については入会決定後、お知らせします。
- ③ 持ち物には、どんな小さな物でも名前が消えないよう明記してください。
- ④ 連絡帳には、家庭での様子や体調、連絡事項、相談したいことなどを記入してください。

### \*新1年生について

- ① 新1年生も入学式前までの間、児童クラブを利用することができます。  
※ 入学式までの間は、午前7時30分から利用できます。
- ② 給食が始まるまでは、お弁当を持たせてください。

### \*その他

- ① 児童クラブでは、事故やケガがないよう安全面について十分配慮をしておりますが、児童クラブでの生活や過ごし方について、ご家庭でもご指導くださいますようお願いします。
- ② 児童クラブ内での万一の事故に備えて、傷害保険に加入しています。児童クラブ活動中、来所及

び帰宅途中の事故等が対象です。（掛金は利用料に含むため、別途徴収はありません。）

- ③ 児童クラブでは児童全員を把握できるよう努めておりますが、目が行き届かないこともありますので、ご家庭でも児童の声に耳を傾けていただき、気づいたことがありましたら、どんなことでも児童クラブにご連絡、ご相談ください。

## \*自然災害等による学校の休校等への対応

自然災害が発生、または発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

原因	学校の対応	児童クラブの対応
■感染症の流行 ■台風等の自然災害	休校	閉所
■台風等の自然災害	一斉下校 保護者引き渡し	閉所
■感染症の流行	学年閉鎖 学級閉鎖	利用できません (閉鎖となった学級・学年の児童)
■出席停止となる感染症にかかったとき	出席停止	利用できません (出席停止期間中)

※ 児童クラブを利用中に自然災害等により、帰宅時の安全確保が心配される場合には保護者の方に早めのお迎えをお願いすることがあります。

※ 自然災害等により学校が児童の安全を考慮して休校等の対応を取った場合、児童クラブでも児童の安全面を一番に考慮し閉所とします。

## \*スポーツ安全保険について

クラブ活動中の偶然な事故により被った入院、手術、通院について補償します。保険を申請する場合はこども家庭センターまでご連絡ください。

【掛金】 1人当たり年間800円（利用料に含まれますので、別途徴収はいたしません）